

● 独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び
利子補給業務に関する業務方法書

(平成16年4月1日 制定)

改正 平成18年 4月25日

改正 平成19年 5月28日

改正 平成20年12月22日

目次

第1章 総則 (第1条―第3条)

第2章 債務保証 (第4条―第7条)

第3章 出資 (第8条―第12条)

第4章 利子補給 (第13条―第15条)

第5章 雑則 (第16条・第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）において第1号及び第2号に掲げる業務が行われる場合の業務の方法並びに第3号に掲げる既往の出資の管理について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

- (1) 独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」という。）第14条第2項第4号に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送開発法」という。）第6条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）
- (2) 機構法附則第9条第2項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号。以下「電気通信基盤法」という。）第6条第1号に規定する業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び法附則第9条第3項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成11年法律第63号。以下「高度放送施設整備法」という。）第6条に規定する業務）

- (3) 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成14年法律第134号。以下「研究所法改正法」という。）附則第10条第3項及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第43号。以下「電気通信基盤法改正法」という。）附則第3条第2項に基づく既往の出資の管理

（業務運営の基本方針）

第2条 研究機構は、電気通信による情報の円滑な流通の促進、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実及びデジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図るため、関係機関と緊密な連携のもとに、公正かつ効率的な運営に努めるものとする。

（用語）

第3条 この業務方法書で使用する用語は、通則法、機構法、通信・放送開発法、電気通信基盤法、高度放送施設整備法、研究所法改正法及び電気通信基盤法改正法並びにこれらに基づく命令において使用する用語の例による。

第2章 債務保証

（債務保証の対象）

第4条 研究機構は、認定計画に係る次の事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務で、信用保証協会等の保証を受けることが困難なものを保証する。

- (1) 通信・放送新規事業
- (2) 高度通信施設整備事業
- (3) 信頼性向上施設整備事業
- (4) 高度有線テレビジョン放送施設整備事業
- (5) 高度テレビジョン放送施設整備事業

2 前項第1号の債務保証は、一事業当たり1回に限るものとする。

（保証の金額の合計額の最高限度）

第5条 研究機構は、信用基金の6倍に相当する金額に達するまで保証することができる。

（債務保証の範囲）

第6条 研究機構は、社債及び借入の元本並びに利息並びに損害金の合計額の80%を限度（以下「保証割合」という。）として保証する。ただし、新株予約権付社債については、社債の元本に係る債務の額の70%に相当する額を限度とする。

(債務保証料の徴求)

第7条 研究機構は、社債又は借入の元本の残高に対して、保証割合及び次の各号に掲げる保証料率を乗じて計算した債務保証料を徴求するものとする。

- (1) 社債に係る債務の保証を行うとき 年0.9%以内
- (2) 事業1件につき元本の総額が2億8千万円を超える借入に係る債務の保証を行うとき 年0.9%以内
- (3) 事業1件につき元本の総額が2億8千万円以下の借入に係る債務の保証を行うとき 年1.5%以内

第3章 出資

(出資の対象等)

第8条 研究機構は、機構法第14条第2項第4号（通信・放送開発法第6条第1項第2号の業務に限る。）の規定に基づき、認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行う。ただし、沖縄振興開発金融公庫が出資を行うことができるものと認められるときは、出資を行わないものとする。

(出資の限度等)

第9条 研究機構の出資は、民法第667条に基づき、認定会社が通信・放送新規事業の実施に必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（商法（明治32年法律第48号）第280条ノ19第1項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式等（新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うため設立される組合に対して行う。ただし、出資の額については、一組合当たり10億円、かつ、当該組合財産の4分の1を限度とする。

(出資の方法)

第10条 研究機構の出資は、持分を取得する方法による。

(既往の出資の管理)

第11条 研究機構は、出資により通信・放送機構が取得した株式について、次条の規定により当該株式を処分するまでの間、管理するものとする。

(持分等の処分)

第12条 研究機構は、出資により取得した持分又は株式がその取得価格以上の適正な価格で処分し得るようになった場合若しくはその当該持分又は株式を処分することが適当であると認められる場合には、その全部又は一部を処分することができる。

第4章 利子補給

(利子補給の対象)

第13条 研究機構は、機構法第14条第2項第4号（通信・放送開発法第6条第1項第4号の業務に限る。）の規定に基づき、通信・放送開発法第6条第1項第4号の規定により総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関（以下「受給機関」という。）が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けにつき、当該受給機関に対して利子補給金を支給する。

(利子補給金の額)

第14条 利子補給金の額は、受給機関の当該貸付けの元本残高に年0.5%を乗じて算出した額を上限とする。

(利子の補給期間)

第15条 研究機構の利子の補給期間は、5年以内とする。

第5章 雑則

(附帯業務)

第16条 研究機構は、第2章から第4章までに規定する業務を効率的かつ効果的に実施するために附帯して必要となる関連業務を実施する。

(細則)

第17条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めるものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債についてのこの業務方法書第9条の適用については、同条中「又は新株予約権付社債（以下「株式等」という。）」とあるのは「、新株予約権付社債、転換社債（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債をいう。以下同じ。）又は新株引受権付社債（同項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債をいう。以下同じ。）」と、「株式等（新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」とあるのは「株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）、新株予約権付社債、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付

社債」とする。

- 3 研究所法改正法附則第17条の規定による改正前の通信・放送開発法第6条第1項の規定に基づき、通信・放送機構が行った債務保証、出資及び利子補給については、研究機構がこの業務方法書の規定に従い行ったものとみなし、適用する。

附 則（平成18年4月25日）

この業務方法書は、総務大臣及び財務大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月28日）

この業務方法書は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日）

この業務方法書は、総務大臣及び財務大臣の認可のあった日から施行し、平成20年10月1日から適用する。